



# 電子署名の企業ユースの活性化のために

2014年3月13日

株式会社イノベーションプラス  
佐藤 直之

# 企業が利用する電子証明書

	発行対象	識別・認証	改ざん検知	署名文書の真正性
SSLサーバ証明書	法人	✓	✓	
企業向けメール署名用証明書	法人	✓	✓	?
コードサイン証明書	法人	✓	✓	?
商業登記に基づく電子証明書	法人の代表者	✓	✓	✓
電子署名法認定/特定認証業務	個人 (企業内個人)	✓	✓	✓
特定サービス専用の認証用証明書	法人 法人の担当者	✓	電子署名法	

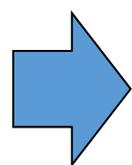
商業登記に基づく  
電子認証制度(法務省)

※ 暗号用途の記載は割愛

# 法人名義の証明書は契約文書に利用できるか？

例えば、企業向けメール署名用証明書は、

項目	認証局の定める仕様の例
発行対象	企業・組織
発行時の検証項目	A. 企業・組織が存在すること（実在性） B-1. 当該企業・組織からの発行要求であること（本人性） 2. 証明書の発行について、申込者が権限を持つこと C. メールアドレス（ドメイン）の利用権をもつこと
証明書の記載事項	企業・組織の名称 メールアドレス 公開鍵...
用途（の想定）	企業が一斉配信するEメール フィッシング対策等 ※メール以外での利用が禁止されていない場合あり



契約文書での署名について、技術的な課題は見あたらない。  
ただし「自然人」宛ての証明書でないため、電子署名法の特定認証業務に相当しない。

⇒ 宮内先生 よろしくお願ひします!

# 法人名義の証明書 vs 法人内個人名義の証明書

	法人名義の証明書	法人に所属する 個人名義の証明書 (※)
証明書の名義 (発行対象者)	法人	個人
署名された電子データの 真正性の法的保護	×	個人として... ○ 法人として... ×(△)
証明書の例	メール署名用証明書 コードサイン証明書	認定認証業務の証明書 特定認証業務の証明書
印鑑とのアナロジー	角印、部門長印	印鑑登録証明書で証明する 個人印
課題	法的な保護が不明確	個人の証明書である 法人との関係に法的担保なし

※ 商業登記に基づく電子証明書を除く

⇒ 木村さん、海外動向などお願いします!

# 進むべき道？

---

- 方法1
  - 法人名義の証明書に法的保護を与える
- 方法2
  - 個人名義の証明書について、法人との結びつきに法的保護を与える

## 個人的な想いは「ハイブリッド + 民間推進」

- 契約で用いられる印鑑が（原則として）会社代表者名義である現状を考慮すると、法人名義の証明書は契約書に馴染まないのではないか  
⇒ 方法2 または 既存法令のもとで類似サービスをデファクト化
- 見積書、請求書、領収書等の角印が利用されている部分は、法人名義の証明書が適するのではないか  
⇒ 方法1 または 既存法令のもとで類似サービスをデファクト化

# 電子署名と識別

---

- 電子署名法の場合

- 認証局は、電子証明書の発行審査時に、申請者の実在性を、住民票の写し等で確認（氏名、住所、生年月日）
- 発行される証明書には、利用者の氏名が必ず記載される  
⇒ 署名の検証者に伝わるのが確実なのは 氏名のみ

【話題】

1. 電子証明書に氏名のみの場合。人違いのリスクは許容できる？
2. そもそも、仮名や匿名の電子証明書は許さないのか？



## 未来の自然な予想？

- 法人が利用する証明書の場合

- 電子証明書の発行審査時に、法人の実在性と法人番号を確認
- 発行される証明書に、法人名と法人番号を記載
- 個人の氏名の記載は割愛？（≠ 商業登記に基づく電子証明書）